

薩摩川内市木造住宅耐震改修工事補助金

令和8年度版

地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、**木造住宅の耐震改修工事**を行う者に対し、予算の範囲内において木造住宅耐震改修工事補助金を交付します。

建築士事務所の設計及び監理に係る工事で、耐震診断の結果、一般診断法による上部構造評点又は精密診断法による**上部構造耐力の評点が1.0未満**であったものについて当該評点を1.0以上にし、かつ、地盤及び基礎が構造耐力上安全になるように補強する工事が対象です。

補助対象の木造住宅 および補助対象者

耐震診断に係る補助と同様です。
ただし、耐震診断において耐震性が不足していることが条件となります。

補助金申請受付期間

4月中旬から9月下旬
相談については、年間を通じ可能です。

耐震改修工事の要件

- 1 裏面の補助金を受けて、上部構造耐力が1.0未満と診断されたもの。
- 2 裏面の補助金の交付を受けていない方で、耐震改修工事に係る補助金の交付の申請をしようとする場合は、建築士法第2条に規定する建築士又は鹿児島県木造住宅耐震技術講習会受講修了者名簿に登録された者が作成した耐震診断の報告書が必要です。
(内容の審査を行います。)

補助対象額および補助率

- 1 耐震改修工事に要する費用、又は延べ面積に1㎡当たり39,900円を乗じて得た額のいずれか少ない額の4/5
(千円未満切り捨て)
- 2 補助金の限度額は115万円

他の補助金の活用

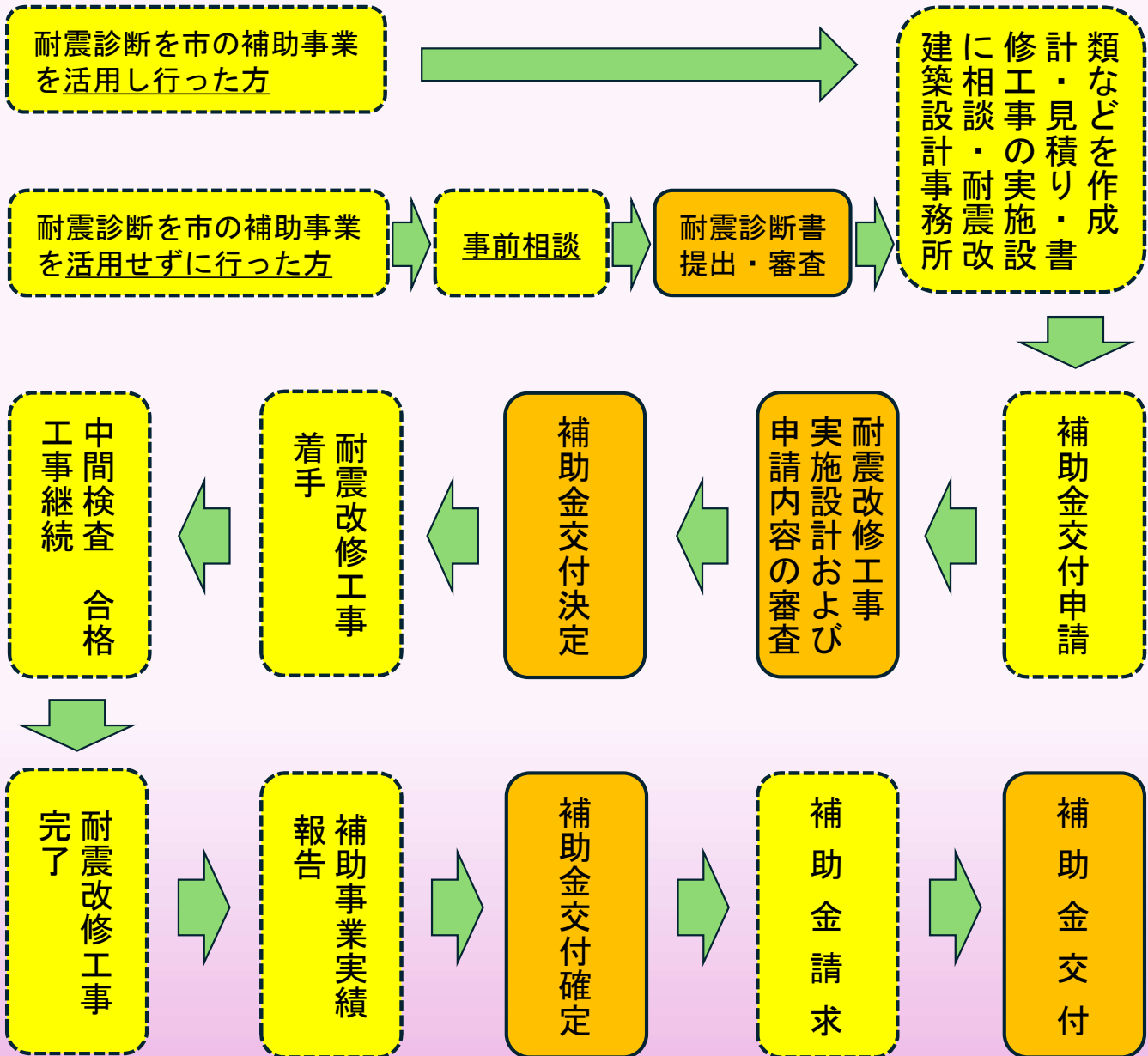
薩摩川内市既存住宅改修環境整備事業補助金の同時活用が可能です。ただし、耐震改修以外の部分の改修に限ります。



補助事業の諸事項

※ 補助事業の主な流れ

(詳細は、ホームページをご確認ください。)



※ 補助金交付決定後に、耐震改修工事の実施設計を行うことも可能です。詳細は、ホームページの補助事業フロー図をご確認ください。

※ 昭和56年5月に建築基準法の耐震基準が大きく改正され、それ以前に建つ建築物は、耐震性が不明とされています。
また、築年が古くなればなるほど、耐震改修工事費が多額となる傾向にあります。

